

徳島市立中学校制服のあり方検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、徳島市立中学校制服のあり方検討委員会の設置、所掌事項、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 教育委員会による市立中学校における制服のあり方及び全市立中学校共通の標準制服（以下「標準制服」という。）の導入に向けた検討に際し、関係者からの意見を求めるため、徳島市立中学校制服のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 徳島市立中学校における制服のあり方に関する意見を述べること
- (2) 教育委員会が行う標準制服の導入に向けた検討、サポートメーカーの選考、仕様書の作成等について意見を述べること

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する委員で組織する。

- (1) 校長会及び副校長・教頭会の代表者
- (2) 保護者の代表者
- (3) 教育委員会の代表者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員会の委員は、15人以内とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第3条に規定する所掌事項が完了する日までとする。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は教育長、副委員長は教育次長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときにはその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会を欠席する委員は、委員長を通じて、委員会で協議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、公平・中立な立場から専門的な意見を聞くため、また、児童生徒等の検討への参画を促すため、学識経験者等の有識者又は学校が選出する児童生徒の出席を求め、意見を聴くことができる。

2 委員長は、委員会において必要と認めたときは、前項以外の関係者に必要な資料の提出又は委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、徳島市教育委員会学校教育課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月19日から施行する。